

さいたま市見沼区選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により、令和7年7月20日執行の参議院埼玉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を開く時刻を次のとおり繰り下げ、期日前投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和7年7月3日

さいたま市見沼区選挙管理委員会委員長 倉 島 利 三

期日前投票所	繰り下げる時刻	繰り上げる時刻
片柳公民館内	午前10時	午後6時
春岡公民館内	午前11時	午後7時